

平成30年12月3日（月曜日）午後2時19分 開 議

●議事日程第1号 12月3日（月曜日）

第1 開 会

第2 新議員の紹介及び議席の指定

第3 会期の決定

第4 行政報告及び提出議案説明

第5 議案第6号 平成30年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第6 議案第7号 飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第7 認定第1号 平成29年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定  
（提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決）

（追加）  
第8 議案第8号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第9 一般質問

第10 署名議員の指名

第11 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 1 9 分 開会

○議長（藤浦 誠一）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 3 0 年第 3 回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△新議員の紹介と議席の指定

このたび、本組合議会議員になりました、桂川町選出の原中政廣議員、同じく下川康弘議員をご紹介しますとともに、原中政廣議員の議席を 4 番に、下川康弘議員の議席を 5 番に指定いたします。

△会期の決定

続きまして、会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は 1 2 月 3 日、一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、1 2 月 3 日、一日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案説明

行政報告及び提出議案説明に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。片峯組合長。

◎組合長（片峯 誠）

本日、平成 3 0 年第 3 回消防組合議会定例会を招集するにあたり、本年 2 月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、「平成 3 0 年 7 月豪雨」における飯塚地区消防本部の活動状況について報告いたします。この豪雨の期間中、飯塚地区消防組合管内においては、7 月 6 日 1 7 時 1 0 分に大雨特別警報が発令され、職員 2 1 3 名の警備体制により、床上浸水等で身動きの取れなくなった方々の救助に 6 2 件出動し、1 0 5 名の救助活動を行いました。

また、7 月 2 4 日から 7 月 3 0 日までの間、緊急消防援助隊福岡県大隊として、広島県安芸郡坂町へ救助隊 1 隊 5 名、救急隊 1 隊 3 名の合計 2 隊、8 名の隊員を派遣し、救助及び救急活動を行いました。

次に、飯塚地区消防組合組織再編実施計画の進捗状況については、庄内元吉出張所が今年 3 月に完成し、4 月 6 日から業務を開始しております。また、嘉麻分署につきましても今月中に庁舎が完成し、来年 4 月の業務開始を予定しております。飯塚消防署につきましても来年 3 月までに造成工事が完了し、桂川分署及び岩崎出張所とともに来年度からの庁舎建設を予定しております。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した 2 名に 2 か月間の就業前研修を、資格取得後 2 年ごとの再教育として 1 1 名に 6 日間の病院内研修

を、気管挿管認定のため1名に病院実習を実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される救急救命養成課程に各1名を入校させております。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため10月25日に、管内32の保育園・幼稚園児876名の参加による「第14回幼年消防ふれあい祭り」を開催したほか、11月11日には、飯塚消防署において消防フェスタを開催し401名の地域住民の参加を得て幼児、児童を通じた家庭内の防火意識の普及・啓発を図りました。

また、管内の小学6年生、1,516人を対象に、防火ポスターコンクールを実施、入賞作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成し管内事業所に配布いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、職員延べ116名を動員して、高齢者世帯を対象とした一般住宅の防火査察を449件実施し、火気取扱い及び住宅用火災警報器の設置指導を行いました。また、昨年4月から施行された重大な違反対象物を公表する制度においては、12月現在でホームページに4件公表しております。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学の幹部科と警防科に各1名、福岡県消防学校の初任教育に2名、各種専門教育に11名、福岡県市町村職員研修所に7名を入所させました。また、11月10日及び11日に鹿児島県肝属郡東串良町で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、指揮隊、救助隊及び後方支援隊として11名が参加いたしました。

以上が2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ4件であります。

はじめに、議案第6号は、平成30年度補正予算第1号でございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,228万5千円と定めております。

次に、議案第7号は、飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例であります。飯塚地区消防組合基本計画に基づき、平成31年4月1日から一署体制へと移行することに伴う条例の一部改正であります。

次に、認定第1号は、平成29年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定でございます。

次に、追加議案といたしまして、議案第8号、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定等が行われたので、これに倣い本消防組合職員の給与を改定するものであります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。

○議長（藤浦 誠一）

議案第6号「平成30年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第6号「平成30年度、飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

お手元の平成30年度飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ、183万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、27億6,228万5千円とするものでございます。歳入歳出予算の、補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものとしております。

4ページをお開き願います。第2表地方債補正は、指令設備中間更新事業の契約額が確定したことにより限度額を変更するものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。6ページをお開き願います。2.歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、638万9千円の減額は、平成30年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。減額の主な理由といたしましては、地方交付税の消防費単位費用は、前年度と同額の11,300円でございますが、基準財政需要額常備消防費分が10,005円となり、前年度比3円減額したことによるものでございます。

各市町の負担金の内訳については、飯塚市が722万4千円の減、嘉麻市が21万7千円の増、桂川町が61万8千円の増となっております。嘉麻市、桂川町の増については、単位費用の減額よりも基準財政需要額の補正係数率が上がったことによるものでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)財産貸付収入92万2千円の追加は、消防庁舎内の自動販売機設置にかかる組合有建物貸付料が入札効果により増額となったものでございます。

次に、2(目)利子及び配当金、289万2千円の追加は、右説明欄記載のとおり、消防賞じゅつ金基金、消防庁舎及び職員公舎建設基金、消防施設整備基金、及び財政調整基金の預金利子の増を計上いたしましたものでございます。増の理由は、当初の見込みから、各基金の運用利率が上がったことによるものでございます。

次に、3(款)財産収入、2(項)財産売払収入、2(目)物品売払収入2万2千円の追加は、廃車となった軽自動車の売払い収入でございます。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、967万9千円の減額は、基金を充当するため予算計上いたしておりました、消防車両費充当分と、指令設

備中間更新等委託料充当分を減額したものでございます。

次に、5(款)繰越金、1(項)繰越金、1(目)繰越金、2,890万2千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に、7(款)、組合債、1(項)組合債、1(目)消防債、1,850万円の減額は、先程説明いたしました、指令設備中間更新事業充当分が減額になったことによるものでございます。

続きまして、8ページ、3.歳出について、ご説明いたします。2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費の補正額は、54万7千円を追加いたしております。内訳は、12節役務費26万円の増、13節、委託料12万5千円の減、25(節)積立金、41万2千円の増となっております。金額の内訳は、右説明欄記載のとおりでございます

次に、3(款)消防費、1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、679万5千円を追加いたしております。内訳を各節にそってご説明いたします。まず、2(節)給料、61万8千円の追加、3(節)職員手当等、382万2千円の追加、4(節)共済費、123万7千円の追加、これら人件費の増加の主な理由は、給与改定による増と、職員二人の中途退職に伴う減と、平成30年7月豪雨の災害地へ派遣した緊急消防援助隊派遣に伴う増、及び共済組合負担金等の率の改定によるものでございます。

次に、11(節)需用費、156万7千円の追加は、消防車両等の燃料単価の値上がりによるものでございます。

次に、13(節)委託料、27万9千円の減額は、指令装置保守点検委託料の入札効果による残額を計上するものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金、36万8千円の減額は、職員の中途退職により、退職手当組合負担金を減額するものでございます。

次に、25(節)積立金、19万8千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子を積み立てるものでございます。以上が、1(目)、常備消防費の説明でございます。

続きまして、2(目)、消防施設費の補正額は、672万3千円を減額いたしております。

内訳につきましては、13(節)委託料、2,423万3千円の減と18節備品購入費358万円の減は歳入でご説明いたしました、指令設備中間更新事業と車両購入費の入札効果による残額を計上するものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金、1万9千円の追加は、各市町へ事務委託いたしております併任職員の事務負担金が増額になったものでございます。

次に、25(節)積立金、2,107万1千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防庁舎及び職員公舎建設基金及び同基金の預金利子並びに消防施設整備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、3(目)広域災害対応費は、19万6千円を追加いたしております。内訳につきましては、9(節)旅費、9万3千円の増と11節需用費10万3千円の増は、「平成30年7月豪雨」への対応としまして、7月24日から7月30日までの間、広島県安芸郡坂町へ救助隊

1 隊 5 名、救急隊 1 隊 3 名を緊急消防援助隊として派遣したことに伴う旅費及び燃料費等でございます。

つづきまして、4(款) 公債費、1(項) 公債費、2(目) 利子は、264万5千円を減額するものでございます。これは、指令設備中間更新事業債が確定したことにより組合債利子の利率が確定したことにより減額するものでございます。

10 ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成30年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(藤浦 誠一)

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号「平成30年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長(鬼丸 徳寿)

議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。本案は、飯塚地区消防組合基本計画に基づき、平成31年4月1日から現在の飯塚消防署、山田消防署及び桂川消防署の3消防署体制から飯塚消防署の1消防署体制へ移行することに伴い、消防署に関する規定を整備するため、本案を提出するものであります。改正の内容につきましては、議案書の2ページから3ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、第2条におきましては、飯塚地区消防本部の位置の標記について、飯塚市片島3丁目の3丁目の部分が数字標記になっていたものを漢数字に改めるものでございます。

次に、第3条第1項につきましては、文言の整理と共に、消防署の名称と位置について、山田消防署と桂川消防署を削り、飯塚消防署1署と改めるものでございます。

次に、第3条第2項の改正につきましては消防署の管轄区域を別表で表示していたものを、一消防署体制移行に伴い、飯塚市、嘉麻市、桂川町と改めるものであります。

最後に、附則におきまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第7号、「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号「飯塚地区消防組合消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号「平成29年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

認定第1号、「平成29年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。

議案書の4ページをお開き願います。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。はじめに、決算規模でございますが、歳入決算額は30億7,149万4千円、歳出決算額は27億4,374万3千円となっております。これを前年度決算額と比較しますと、歳入で3億5,587万1千円の増、歳出で3億593万8千円の増となっております。

次に、決算の収支につきましては、歳入歳出差引額は、3億2,775万1千円で歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2億6,694万5千円を差し引いた実質収支額は6,080万6千円の黒字となっております。また、平成29年度の実質収支額から前年度の実質収支額6,609万2千円を差し引いた単年度収支額は528万6千円の赤字となっております。

次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額30億7,149万4千円の主なものは、構成市町から拠出いただきました、分担金及び負担金の23億818万7千円、構成比75.14%、組合債3億3,180万円、構成比10.80%、繰越金2億4,477万1千円、構

成比7.97%等でございます。

歳入のうち、分担金及び負担金の組合費負担金は前年度より1億1,397万3千円の減となっており、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の平成29年度地方交付税消防費基準財政需要額のうち、常備消防費の100%に相当する額ですが、飯塚市、嘉麻市につきましては、市町村合併による普通交付税の特例算定加算額が70%に減額された額となっております。

次のページをお開き下さい。次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額は27億4,374万3千円で、性質別経費の状況につきましては、上から5行目をご覧ください。人件費19億3,656万3千円、構成比70.59%、物件費1億4,117万1千円、構成比5.14%、補助費等1,518万2千円、構成比0.55%、維持補修費45万7千円、構成比0.02%、投資的経費5億9,364万2千円、構成比21.64%、公債費4,205万8千円、構成比1.53%、積立金1,467万円、構成比0.53%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、平成29年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定説明を終わります。ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。田中博文監査委員。

◎監査委員（田中 博文）

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、平成29年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、平成29年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。歳入総額30億7,149万4千円に対しまして、歳出総額は27億4,374万3千円で、歳入歳出差引額は3億2,775万1千円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2億6,694万5千円を差し引いた実質収支額は、6,080万6千円の黒字となっております。また、飯塚消防署の高規格救急自動車、桂川消防署の水槽付き消防ポンプ自動車、及び庄内元吉出張所の建設工事を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。

以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧くださいと存じます。

おわりに、国の経済については、9月の月例経済報告で「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」とされており、長期的には景気回復が期待

されるものの、海外の景気や相次ぐ自然災害に影響を受ける不安定な状況は依然として続くものと考えられ、消防組合を構成する各市町においても、依然として、景気の回復による財政状況の急速な改善を見込むのは難しいと考えられます。

さらに、飯塚市及び嘉麻市では、市町村合併に伴う地方交付税の特例算定が期限を迎え、平成28年度から地方交付税の合併算定替の縮減が始まっていることから、構成市町からの負担金を主な財源とする消防組合の財政状況についても、一層厳しくなってきております。

このような状況の中、消防組合においては、将来にわたって安定した消防行政を運営するため、平成25年度に「飯塚地区消防組合組織再編実施計画」及び「飯塚地区消防組合財政健全化実施計画」を策定されています。計画はすでに、実行段階に入り、順調に推し進められているところでありますが、今後も滞りなく、計画を推し進め、「現在の地域情勢に適応した消防体制」を構築し、限られた予算を効果的、効率的に運用することで、より一層安全、安心な地域社会を確立できるよう、関係者の一層の努力を望むものであります。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号「平成29年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、追加議案としまして、議案第8号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎消防長（鬼丸 徳寿）

議案第8号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして、本消防組合職員の給与を改定するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。12ページをお開き願います。

第1条関係の改正について、ご説明いたします。第29条の改正は、第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を100分の90から100分の95に、同項第2号で、再任用職員について100分の42.5から100分の47.5にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を100分の1.35から100

分の1.425に、最低号給に達しない場合の支給率を100分の90から100分95に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、12ページから23ページまでの別表第1及び別表第2の改正は、国家公務員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。

次に、第2条関係の改正につきましては、24ページから25ページの新旧対照表により、ご説明いたします。第26条の改正につきましては、第2項において、これまで期末手当の支給率については、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5としていたものを、文言の整理と共に、支給率を100分の130に平準化するものでございます。

次に、第3項におきましては、再任用職員に対する期末手当の支給率についても、6月と12月の支給率を100分の72.5に平準化するものでございます。

次に、第29条の改正につきましては、第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を100分の95から100分の92.5に、同項第2号で、再任用職員について100分の47.5から100分の45に、それぞれ引き下げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を、100分の1.425から100分の1.3875に、また、最低号給に達しない場合の、支給率を100分の95から100分の92.5に、それぞれ引き下げるものでございます。附則第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、ただし書きにおいて、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行することといたしております。

次に、附則第2項におきまして、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用することといたしております。ただし、改正後の条例第29条第2項及び附則第7項の規定は、平成30年12月1日から適用することといたしております。

次に、附則第3項におきまして、給与の内払いの規定でございます。

以上で、議案第8号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（藤浦 誠一）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

次に、署名議員を指名いたします。7番 中村春夫議員、10番 秀村長利議員。

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、平成30年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時55分 閉会

#### ●出席議員

(出席議員 13名)

1番 藤 浦 誠 一	8番 坂 口 政 義
2番 山 倉 敏 明	9番 兼 本 芳 雄
3番 梶 原 善 充	10番 秀 村 長 利
4番 原 中 政 廣	11番 田 中 博 文
5番 下 川 康 弘	12番 道 祖 満
6番 藤 伸 一	13番 坂 平 末 雄
7番 中 村 春 夫	

#### ●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	坂 田 潤 治
〃	徳 永 進一郎
〃	中 野 貴 博
〃	利 光 良 平

#### ●説明のため出席した者

組合長	片 峯 誠
副組合長	赤 間 幸 弘
副組合長	井 上 利 一
消防長	鬼 丸 徳 寿
総務課長	笹 尾 清 隆
予防課長	藤 川 伸 之
予防課課長補佐	佐 藤 康 道
警防課長	藤 川 啓 司
警防課長補佐	高 岩 伸 親

飯塚署長	大	谷	繁	憲
山田署長	打	田	雅	彦
桂川署長	横	江		浩
飯塚署副署長	平	野	俊	之
総務課長補佐	篠	崎	太	望
総務課会計係長	和	多		良
会計管理者	長	野	文	彦